

飯綱町農業委員会 農地利用最適化推進委員募集要項

- 1 募集人数** 8人
- 2 任期** 令和9年1月1日から令和11年12月31日まで
- 3 身分** 飯綱町の特別職の非常勤職員

4 職務内容

担当する区域で農業委員と連携し、主に以下の活動を行います。

- (1) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた活動
- (2) 遊休農地の発生防止・解消に向けた活動
- (3) 新規参入の促進のための活動
- (4) その他、地域の農業振興に向けた活動
これらの推進のために、農地パトロール（農地利用状況調査）や地域での話し合い、研修会等への出席などの活動を行う予定です。
- (5) 農業者年金、全国農業新聞の加入推進

5 推進委員報酬

飯綱町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例により支給

6 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する方。ただし、次のいずれかに該当する方は除きます。

- (1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

7 推薦及び応募に係る手続き等

推薦及び応募の方法は、農業者又は農業者が組織する団体、その他の団体等からの推薦を受けて申し込む方法と、自ら応募する方法の2通りがあります。

次の様式に必要事項を記入し、持参または郵送により、飯綱町農業委員会事務局へ提出してください。

なお、推薦及び応募に係る書類は返却いたしませんのでご了承ください。

- (1) 提出書類
 - ①農業者又は農業者が組織する団体等からの推薦
農地利用最適化推進委員推薦書（様式第1号）
 - ②自ら応募する場合

農地利用最適化推進委員応募書（様式第2号）

(2) 様式の入手方法

飯綱町農業委員会事務局にて配布するほか、飯綱町のホームページからダウンロードすることができます。

(3) その他

農地利用最適化推進委員及び農業委員の両方に、推薦又は応募することができますが、他の市町村を含めて両委員を兼ねることはできません。

8 募集期間

令和8年9月1日（火）～令和8年9月30日（水）まで

※ 持参される場合は、月曜日から金曜日までの8時30分から午後5時15分までの間にご提出ください。

※ 郵送される場合は、簡易書留にて郵送してください。

（令和8年9月30日（水）当日消印有効）

9 選考方法

提出された書類をもとに選定します。必要に応じて面接を行う場合があります。

10 選考結果の通知

令和8年11月頃

選考の結果については応募者全員に通知するほか、飯綱町のホームページ等で公表します。

11 応募内容の公表について

法令の規定に基づき、募集期間の中間及び期間終了後に、飯綱町のホームページ等で推薦及び応募様式に記載された事項（住所及び電話番号等個人情報を除く。）を公表します。

12 提出先及び問い合わせ先

〒389-1293

飯綱町大字牟礼 2795-1

飯綱町農業委員会事務局 飯綱町役場産業観光課内

電話（直通） 026-253-4765（代表）026-253-2511